

備前市施策評価シート

(平成20年度事業)

施策名 (小項目)	老人保健(医療費給付)	コード	役職	保健課長
		02-01-08	氏名	有吉隆之
			電話	64-1819

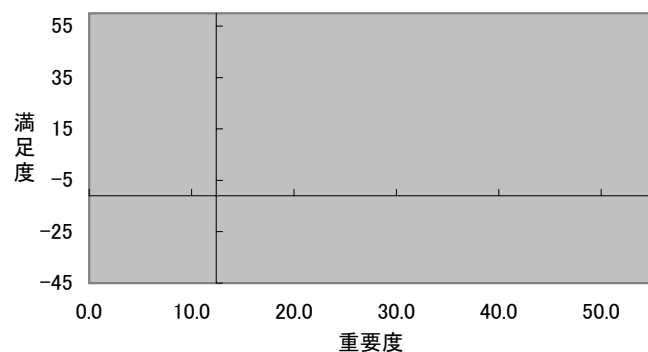
備前市総合計画の内容から記載する

政策の体系	大項目(基本目標)	健康でやさしさあふれるまちづくり
	中項目(基本施策)	やさしさあふれるまちづくり

① 施策の対象と目的 (誰のために、何のために)	後期高齢者医療制度を円滑に運営することで、老人福祉の増進に寄与する。(老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行した。)
② 現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	老人医療費は年々急激に増嵩していたが、健康保険法等の改正により、平成20年度に老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行した。これにより、被保険者のすべてから応分の負担を求めていくこととなり、その運営は広域連合に移行した。今後、更に、改正点を含め制度の周知を図ることが課題となっている。
③ 施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	<ul style="list-style-type: none"> 健康や医療の意識啓発 新制度の普及啓発

④ 市民意識調査による施策の重要度・満足度

調査年度	H19	H20	H21	H22
重要度(%)				
満足度(%)				



高 ↑ 満足度 ↓ 低	<p><見直し領域> その施策や事業が必要か否かの検討が必要</p>	<p><維持領域> 現状の方向を継続</p>
平均		
	<p><検討領域> その施策や事業の存続の検討が必要</p>	<p><強化領域> 内容等を見直し、市民満足度を高める事業を行う</p>
	低 ←	重要度 → 高

調査結果に対するコメント、市民の反応等	後期高齢者医療制度については、発足当初から、制度に関する周知不足や保険料が年金からの特別徴収であることが不評である旨報じられたが、本市においては、概ね平穩に移行した。
調査対象でない施策は、市民の反応等	

⑤ 施策成果指標(基本目標・基本施策・施策意図から設定)

施策に対する成果指標名	単位	過年度実績		評価年度	成果指標・計算式・ベンチマークの説明	目標値	
		H18	H19	H20		H21	H22
成果指標 後期高齢者医療制度の備前市負担分 一人当たり費用額	目標	円	291	1,700	67,000	H21	67,000
	実績	円	291	1,723	67,119	H23	67,000
	達成率	%	100.0	101.4	100.2	H28	67,000
	ベンチマーク					-	-
参考指標① 後期高齢者医療保険料収納率	目標	%			100.0	H21	100.0
	実績	%			99.0	H23	100.0
	達成率	%			99.0	H28	100.0
	ベンチマーク					-	-
参考指標②	目標					H21	
	実績					H23	
	達成率	%				H28	
	ベンチマーク					-	-
参考指標③	目標					H21	
	実績					H23	
	達成率	%				H28	
	ベンチマーク					-	-

⑥ 施策構成事務事業の評価

施策を構成する事務事業	事務事業 評価結果 A~E (高~低)	細事業	事業分類	事業費等(単位:千円,人)									施策への 貢献度 ☆☆☆☆☆ ~ ☆	経費の 性質 義務的 計画事業 その他	平成21年度 5月補正後 予算額 ※一財ベース
				平成18年度			平成19年度			平成20年度					
				直接 事業費	人件費	人工数	直接 事業費	人件費	人工数	直接 事業費	人件費	人工数			
1 老人保健制度維持事業	C	管理事業	単市	10,254	1,377	0.16	16,723	3,293	0.48	3,502	589	0.08	☆☆	義務的	391
		利子支払事務	単市	0	213	0.02	0	75	0.01	0	0	0.00	☆	義務的	0
		補助金・交付金・繰入金返還金	単市	40,845	1,074	0.13	8,931	898	0.12	7,276	286	0.04	☆☆☆	義務的	0
		徴収金還付事業	単市	0	213	0.02	0	75	0.01	0	0	0.00	☆☆	義務的	0
		合併調整事業	補助	471	213	0.02	464	75	0.01					H19終了	0
		繰出金	内部管理	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	☆	義務的	0
2 老人医療費給付事業	C	医療給付事業	法定	5,014,602	3,040	0.40	4,950,014	1,752	0.26	437,479	192	0.03	☆☆☆☆☆	義務的	12,481
		医療費支給事業	法定	60,922	3,040	0.40	65,731	1,602	0.24	15,373	523	0.09	☆☆☆☆☆	義務的	1,370
		審査支払事業	単市	15,464	760	0.10	14,679	748	0.10	1,277	0	0.00	☆☆☆☆	義務的	73
3 後期高齢者管理事業		後期高齢者管理事業	単市										義務的	2,771	
4 後期高齢者医療事業	B	後期高齢者医療事業	法定				28,325	3,500	0.46	424,429	8,863	1.26	☆☆☆☆☆	義務的	0
		後期高齢者健診事業	法定							7,839	986	0.13	☆☆☆	義務的	0
5 後期高齢者医療広域連合負担金事業	B	後期高齢者医療広域連合負担金事業	法定	1,611	0	0.00	10,025	374	0.05	407,335	76	0.01	☆☆☆☆☆	義務的	0
この施策に費やした資源(単位:千円,人)				平成18年度	平成19年度	平成20年度								計	
				5,144,169	9,930	1.25	5,094,892	12,392	1.74	1,304,510	11,515	1.64			17,086

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な新規事業及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	説明・期待される効果
介護保険課	介護予防給付、地域支援事業	医療費適正化のため
保健課健康係	老人保健事業	医療費適正化のため

⑧ 施策の評価

項目	5:非常に高い 4:高い 3:どちらともいえない 2:低い 1:非常に低い			
	一次評価		二次評価	
	評価	判断理由	評価	判断理由
1 役割分担の妥当性 (市の関与、協働の可能性)	4	後期高齢者医療制度の市町村窓口として適正に事務事業を実施した。	3	老人福祉増進のための事業であり、市の関与は妥当である。
2 事業構成の妥当性 (実施手段)	4	制度運営が正確にできている。	4	後期高齢者医療等の事業であり、事業構成は妥当である。
3 施策の有効性 (指標分析、評価年度・中長期の達成度)	3	高齢者が安心して医療を受けられる体制維持のため、必要な施策である。	3	高齢者が安心して医療を受けられる体制ができており、施策は有効である。
担当への指示 (今後の展開、事業見直し、新規事業創出等)	健康保険法等の改正により、後期高齢者医療制度が創設されたが、引き続き制度の周知を図るとともに健康部門との連携により保健事業を展開し、医療費の軽減に努める必要がある。		広域連合と連絡を密にし、加入者に不安を与えないよう、医療体制の充実に努めていく必要がある。	
二次評価者コメント	後期高齢者医療制度が創設されて医療体制が大きく変換した。まだまだ制度に不安を持っている市民が多いことからあらゆる機会を捉えて周知していく必要がある。		基本施策への貢献度	翌年度予算の方向性
役職 民生部長 氏名 山口 和夫			3中立	平均的な配分